

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：水質汚濁防止法の排水基準項目の見直し

規制の区分：新設、改正 **（拡充）**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省水・大気環境局環境管理課

評価実施時期：令和5（2023）年8月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

水域にふん便による汚染が生じた場合、大腸菌を始め、赤痢菌・コレラ菌等の病原菌が存在する可能性があるなど公衆衛生上の問題となるため、生活環境の保全に関する水質汚濁に係る環境基準の項目の一つとして、「大腸菌群数」を規定している。

しかしながら、大腸菌群数の測定値には、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出される場合があり、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても大腸菌が検出されないなど、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況が生じている。

令和4年4月に環境基準の項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されており、環境基準の維持・達成等を目的に設定する排水基準についても速やかに「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直さない場合、簡便に大腸菌数のみを検出する技術があるにもかかわらず大腸菌群数の測定値により水質汚濁の状況を把握せざるを得ず、事業場等から排出される水によるふん便汚染を的確に捉えることができなくなり、水質汚濁を未然に防止することが困難になることが懸念される。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題]

昭和 45 年 5 月、生活環境の保全に関する水質汚濁に係る環境基準として大腸菌群数が追加され、昭和 46 年の水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）制定時には、生活環境項目として大腸菌群数が規定された。大腸菌群数はふん便による汚染の指標の一つであり、水域にふん便による汚染が生じた場合、大腸菌だけでなく赤痢菌・コレラ菌等の病原菌が存在する可能性があるなど公衆衛生上の問題となる。

しかしながら、大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出される場合があり、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても大腸菌が検出されないなど、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況が生じている。

[課題発生の原因]

昭和 46 年の令制定当時は大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったため、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も一定程度含んでしまうものの、比較的容易に測定できる大腸菌群数が指標として採用された。

[規制以外の政策手段の検討]

今回の政令改正は、よりの確にふん便汚染を捉えられる項目へ見直すことにより、ふん便汚染の防止を一層促進するため、規制の対象となる項目の見直しを行うものであり、規制手法等の措置枠組そのものに及ぶものではないことから、規制以外の政策手段は想定されない。

[規制の内容]

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく排水基準項目のうち、令第 3 条第 1 項第 11 号で定める項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改める。

当該規制により、大腸菌群数を測定する方法から大腸菌数を測定する方法に変わることとなり、よりの確にふん便汚染を捉えることができるようになり、水質汚濁を未然に防止することに寄与することとなる。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

・測定項目の変更に係るコスト

大腸菌数に係る排水基準の適用を受ける事業者は、法第 14 条及び水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 9 条の規定により、排出水の汚染状態を 1 年に 1 回以上測定する必要があるため、分析項目の変更に伴う変更契約等の手続きに係るコストが発生する。

なお、大腸菌数に係る排水規制及びその測定義務が課される事業場は、平均排水量が 50 m<sup>3</sup>/日以上以上の事業場であり、令和 4 年 3 月末時点においては 30,018 事業場が該当する。仮に 1 事業場における変更契約等の手続きへの対応に 2 人日を要するとした場合には、1 人日約 18 千円※として計算すると、「変更契約等の手続きに要する費用×事業場数」の年間約 1,080,648 千円の遵守費用が生じることとなる。（ただし、改正後の初年度のみ。）

※国税庁「令和 3 年分 民間給与実態統計調査」から、平均給与 4,433 千円÷240 日＝約 18 千円/人日とした。

[行政費用]

・条例改正の事務に係るコスト

地方公共団体は、条例において「大腸菌群数」に係る排水基準を上乗せ等で規定している場合がある。その場合、地方公共団体において条例改正（「大腸菌群数」から「大腸菌数」への改正）の事務に係るコストが発生する。法を所管する 158 団体が仮にこれらの事務について 50 人日程度要するとした場合には、1 人日約 20,561 円※として計算すると、「事務費用×50 日×団体数」の年間約 162 百万円の費用が生じることとなる。

※「令和 4 年度地方交付税関係参考資料」から、職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員 B の単価 5,345,870 円÷（5 日×52 週）＝20,561 円/人とした。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

令第3条第1項第11号で定める項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めることで、大腸菌数に係る排水規制及びその測定義務が課される30,018事業場（令和4年3月末時点）から公共用水域に排出される水におけるふん便汚染の状態をよりの確に把握することができるため、水質汚濁を未然に防止し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることができると見込まれる。なお、効果については、公共用水域における大腸菌数に係る環境基準の達成率により把握することとし、環境基準の達成率100%を目標としている。（参考：令和3年度の公共用水域における「大腸菌群数」の環境基準達成率は48.5%である。）

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

環境の保全上の支障を未然に防止すること等の金銭的価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（対象外）

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の規制は、事業場から排出される水に関するものであり、全国一律の規制である。また、規制の対象を広げるものではなく、あくまでも既存の規制項目の置き換えであることから、改正後の排水規制に対応するために新たに排水処理施設の新規設置や更新等を要するものではなく、大きなコスト負担がかかる事業者はいない。

また、項目の変更となるため検定方法も一部変更となるが、新たに測定機器の導入等が必要となるものではなく、検査請負業者においても大きなコスト負担は生じない。  
したがって、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制への対応には1,242百万円の直接的な費用が見込まれるところ、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、人の健康や生態系への影響を低減するなど、環境保全上の支障の未然防止等が効果（便益）であるため、金銭価値化することができない大きな効果が見込まれ、また、公共用水域の水質環境基準の維持自体が、自治体、地域住民にとっての将来的な負担軽減にも寄与するものであるため、十分に費用を上回る効果があるものとする。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案は想定されない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から

の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階では、事前評価を実施していない。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から概ね 5 年後に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用：改正を行った年度における平均排水量が 50 m<sup>3</sup>/日以上の上水道事業場数
- ・ 行政費用：本改正に伴い条例改正を行った自治体数
- ・ 効果：公共用水域における大腸菌数の基準達成状況